

公共下水道・農業集落排水施設の 使用料金を改定します

問 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

家庭や事業所から排出される
汚水処理費用は、使用者が
負担するのが原則です。

しかし、現行の使用料では
対象経費に対し、料金収入が
不足している状況で、その不
足分は市の一般会計から補填
しています。

このような状況を踏まえ、
公共下水道使用料金および農
業集落排水施設の使用料金の
改定を提案。昨年12月の市議
会定例会で料金等に関する条

例改正が議決され、今年4月
から実施します。

また、使用料金の改定に合
わせ、公共下水道使用料金と
農業集落排水施設の使用料金
を統一使用料金とします。

今後、生活環境の改善と
公共用水域の水質保全に努
め、最大限の経営努力を図つ
てまいりますので、みなさん
のご理解とご協力をお願いし
ます。

公共下水道 旧使用料金 (税抜)

基本料金	5 m ³ まで	750円
	10 m ³ まで	1,500円
超過料金	1 m ³ あたり	150円

農業集落排水 旧使用料金 (税抜)

基本料金	5 m ³ まで	800円
	10 m ³ まで	1,600円
超過料金	1 m ³ あたり	160円

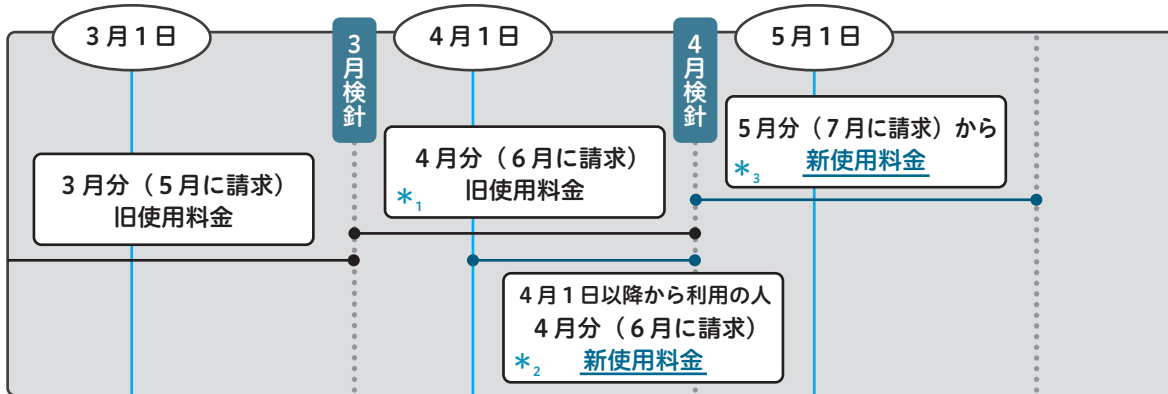


公共下水道/農業集落排水 新使用料金 (税抜)

基本料金	5 m ³ まで	900円
	10 m ³ まで	1,800円
超過料金	1 m ³ あたり	180円

※コミュニティ・プラント事業は、4月から公共下水
道事業と統合します

【新使用料金の適用】



- *₁ … 3月から継続して利用された4月分(6月に請求)は、旧使用料金を請求します。
- *₂ … 4月1日以降に下水道を開始された場合は、4月分(6月に請求)から新使用料金となります。
- *₃ … 5月分(7月に請求)からは、新使用料金を請求します。



水道の届け出を お忘れなく!

問 水道課 管理係 ☎75-3003



〈転入・市内転居の場合〉

水道の使用開始には事前の届け出が必要で
す。水道を使用する前日の午前中までに水道
課に届け出てください。

なお、土・日・祝日の開栓は行っていませ
んで、休日前の午前中までに水道課窓口
に来ていただくか、電話でご連絡ください。

〈転出の場合〉

転出の届け出等で市役所に来庁の際は、水
道課で使用終了の届け出をしてください。電
話での届け出も可能です。使用終了の届け出
がないと、使用していなくても基本料金が発
生しますので、使用終了前に届け出てください。

〈用途変更の場合〉

営業用の水道を家庭用に変更された場合な
ど、使用用途を変更されたときは届け出が必
要です。詳しくは検針票を確認いただくか、
水道課まで問い合わせください。

